

明治十四年の政変への道程（二）

—東京大学と独逸学協会のばあい—

森川潤

はじめに

明治十四年三月、参議大隈重信が国会開設意見書を左大臣有栖川熾仁に提出する。意見書は、イギリス法を研究し、議院制度調査の第一人者を自任する太政官大書記官矢野文雄（龍溪）が執筆したものであり⁽¹⁾、明治十六年の国会開設とイギリスの議院内閣制の採用をもとめる急進的なものである。この「大隈重信密奏事件」は、政府に「英國風ノ無名有實ノ民主政」を採用するか、「普魯西風ノ君主政」を維持するか決断をせまり、やがて、大隈をはじめ、農商務卿河野敏謙、駅逓總裁前島密、太政官大書記官矢野文雄、統計院一等調査官小野梓などの大隈派を政府内部から一掃する十月政変へと進展する。

政変が進捗する過程において、ふたつのドイツ化の動きがみられる。ひとつは、東京大学を舞台とするものであり、もうひとつはドイツ留学経験者を中心として設置された独逸学協会におけるものである。十月政変が胎動しはじめた時期だけに、こうした動きの政治的な意図を読みとらねばならない。

一 東京大学の改革

まず、東京大学においては、東京大学総理加藤弘之と文部卿福岡孝弟によつて、あいついであたらしい施策がうちだされる。福岡の文部卿就任じたい、こうした施策の一環ととらえることができる。明治十四年一月以降、加藤は右大臣岩倉具視、太政大臣三条実美、内務卿伊藤博文に「内談」におよぶ。三月十三日には、文部少輔九鬼隆一とともに侍講元田永孚、岩倉、三条、左大臣有栖川宮熾仁を訪問し、文部卿河野敏謙の更迭をもとめる。その理由は二点に集約される。第一は、河野が「孔孟ノ道ハ迂遠ナリ、今日ハ、歐米州ノ豪傑ノ事蹟ヲ兒童ニ教授スベシ」と演説し、「兼テノ修身學ノ御趣旨ト反對論」を主張しているために、「教育ノ目的無之」というものである。第二は、河野は「同（櫻鳴社）社員ヲ追々文部省へ採用」し、「文部省ノ學則モ何モ蚊モ櫻鳴社員」にゆだねているが、このままでは「向來教育ノ目途不相立」という理由である。⁽³⁾

加藤が執拗に河野の更迭をもとめたのは、第二の理由による。河野は、文部卿として「普通教育ノ干涉ヲ以テ政府ノ務メトセサルハナシ」⁽⁴⁾という観点から元文部大輔の田中不二麿の自由主義的な教育令体制を改革し、さらに、天皇とその側近の要求により「修身」を諸学科の筆頭に位置づける。にもかかわらず、河野は「孔孟ノ道ハ迂遠ナリ」として修身を排斥する。そこには、欧米の自由主義思想を研究し、公開講演会などにおいて自由民権を主張する政治結社櫻鳴社の主要メンバーのひとりである河野の本質を見ることができる。

思想家としての加藤は、文久元（一八六一）年の『最新論』（のち『隣艸』に改題）以来、ドイツ語の素養により西欧の政治理想の導入につとめ、明治政府が開明策を展開していた時期には、近代的な議会論、政体論、立憲思想、天赋人権論などの進歩的な思想を紹介する。明治七年の『国体新論』、明治九年の『自由自治』（リーバーの著書のド

イツ語版からの重訳)などの訳著は、自由民権思想に影響をおよぼす。⁽⁵⁾その後、政府が自由民権運動との対決姿勢を鮮明にする明治十二年から翌十三年にかけて、「思想的変化（保守的変化）⁽⁶⁾」をとげ、自由民権派と袂をわかつ。のちに、こうした進歩的で理想主義的な訳著の「主意ハ謬見」であるとして、内務省にそれらの絶版をとどける。⁽⁷⁾東京大学総理としての加藤は、文部省において、文部卿、文部少輔につぐ地位にあるだけでなく、教授会などの重要事項を審議するための組織をもたない東京大学において独占的な権限をもつ。しかし、思想的にも対立する河野が文部省に君臨するかぎりは、みずから構想する大学改革を推進することはできない。

加藤は、四月四日、岩倉をたずねたさい、「此度該件ハ既ニ今日決議ニ付三四日中ニ発表のよし」との報告をうける。⁽⁸⁾十四日には、新任の福岡に面談し、大学の改革構想についてかかる。以後、福岡は「大學ノ事ノ如キハ今文部省ノ與カル所ニアラス⁽⁹⁾」という従来の文部省の大学政策を転換し、加藤の提言にもとづき積極的な大学政策を開拓する。

加藤は、まず、同年六月十五日、以下のように福岡に伺う。

文學部理學部生徒之儀從來各自撰擇ニ任セニケ年間獨逸語或ハ法蘭西語ノ内一語ヲ兼修セシメ來候處方今文學理學ノ最旺盛ナルハ獨逸國ニ若クモノ無之候間文理兩學部中諸學科ニ從事スル者ノ他日其學フ所ヲ更ニ深ク研究セント欲スレハ必ラス獨逸書ヲ涉獵セサルヘカラサル儀ニ付今若シ獨法兩語ノ中一語ヲ專修セシメント欲スレハ獨語ヲ學ハシムルヲ以テ尤利益アルモノト存候條諸教授ヘモ諮問致候處何レモ同意之旨相答候間今後右兩學部へ入學スル者ハ必ラス獨逸語ヲ學ハシメ候事ニ改正致度尤更ニ法蘭西語ヲモ併セテ兼修セシメ候得ハ實ニ遺憾無之儀ニ候得共此儀ハ余力無之到底難被行事ニ付不得己右獨逸ノ一語ト致度依テ此段相伺候也⁽¹⁰⁾

同の主旨は、文學部と理學部においては、学生は英語が必修であり、そのほかにドイツ語かフランス語のいづれか選択することになっていたが、今後、ドイツ語を必修としたいところにある。それは、「獨逸國」が「文學理

學ノ最旺盛」であり、将来、「文理兩學部中諸學科」をさらに研究しようとすると云ふ、かならず「獨逸書」を涉獵しなければならないからである。加藤は、大学校大丞に転任したのちの明治二年十一月、「獨逸各國ノ儀ハ英佛ニ次キ候文明國ニテ殊ニ普魯士國ノ儀ハ近年學術ヲ勉勵スルヲ殆ト西洋各國ニ冠タル者ト有之候」とドイツ人を開成学校教師として雇用するよう大学校に建言したこともある。⁽¹¹⁾ 加藤がドイツ語の必修化について上申した背景として、この件について「諸教授」の「同意」がえられたことだけでなく、文部省留学生のなかにドイツへの転学を願いでるものがあらわれ、ドイツ認識をあらたにした」ともあげられる。

文部省の第一回貸費留学生としてイギリスに派遣された穂積(入江)陳重は、「獨逸法學の影響を受けたること多き」オースティン(John Austin)の『法理學講義』(Lectures on Jurisprudence)に魅了され、⁽¹²⁾ドイツへの転学を決意し、毎年、夏季休業中はベルリンに出むいてドイツ語をまなぶ。⁽¹³⁾ ハーメルテン・ブル法學院を卒業した後の明治十二年五月、「獨逸國へ転國ノ願書」⁽¹⁴⁾を文部大輔田中不二麿に送付し、「日耳曼國大学校ニ移転シテ以テ癒法律ノ学ヲ精研セン」「ヲ閣下ニ請フ」。穂積は、その理由として、「英國諸大學ニ法學教法ノ備ラザルヤ実ニ甚ダシキ者」があるのにたいして、「獨乙諸大學ノ諸科全備シ教師多クハ抜群ノ碩學ナル」という実態をあげる。實際、「英國諸大學ノ教師モ多クハ嘗テ獨國ニ留学セシ人」である。

明治十一年度の文部省留学生高松豊吉も、明治十三年年十一月、文部卿河野敏謙に「獨逸國ニ転住之御願」を送付する。高松は、オーエンス・カレッジにおいて研究を継続する」とが「充分之利益無之」としたうえで、「獨乙國ニ於而ハ諸學科中化學ハ最進歩殊ニ大學科目ハ著敷整頓致居候段兼而傳聞仕候間何卒同國ニ罷越シ更ニ高尚化學相修度存候」とドイツへの転向を願いでる。ハイデルベルク大学のブンゼン(Robert Wilhelm Bunsen)のよとで研鑽した教授ロスコー(Henry Enfield Roscoe)は、「斷然獨乙國ニ相轉シ候方最上之策」として高松にドイツ転学をすすめて

いた。⁽¹⁵⁾

いざれも、「在留ノ學校ヲ轉シ他ノ學校ニ移ルヘカラス」（第一二条）と規定する「貸費留学生條規」に反する願いである。文部省から意見をもとめられた加藤は、穂積については、ブルンチュリ（Johann Kaspar Bluntschi）の『國法汎論』（Allgemeine Staatsrecht）を訳出し、「本邦に獨逸法學を傳へたる率先者」としての立場から、高松については、「文學理學ノ最旺盛ナルハ獨逸國ニ若クモノ無之候」といつた一般的な認識にたつて、かれらのドイツ転国が妥当である旨を文部省につたえる。

穂積は、明治十三年三月一日、「書面獨逸國へ転國ノ儀聞届候条其旨本人へ可相達候事」（明治一二三年一月二〇日付）という指令を受け取ると、翌日にはドイツへ渡り、四月十四日に“Iriyē, Nobushigē”としてベルリン大学法学部に学籍登録する。⁽¹⁷⁾ 高松は、「御願」が「右ハ全月ヨリ轉國為致候方修業上ノ裨益不尠儀ト認候條願之趣差許候此旨上申候也」という明治十四年二月二十五日付の文部卿河野の上申にもとづいて裁可されると、同年七月二十五日にベルリンにうつり、一八八一年冬学期のベルリン大学哲学部の学籍登録簿に“Takamatzu, Toyokitzi”と記す。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾

文部卿福岡は、六月八日付で、太政大臣三条実美につきのように伺う。

東京大学文学部学科中政治学ノ儀ハ從來主トシテ原理ヲ講授シ實際ニ涉ル科目ノ授業ニ至テハ未タ完備セサルニ由リ其欠ヲ補フコト緊要ニ有之候處教授ノ員數寡少ニシテ不得止或ハ一人ニ二三科ヲ兼任為致居候次第ニテ其義難行届殊ニ來七月ニ至リ哲学及史学教授クーパル儀滿期雇止候ニ付更ニ減員授業上不便ヲ生スヘク候間爾後政治学及理財学教授フェノロサヘ理財学及哲学ヲ擔任為致政治学ノ儀ハ別ニ專門教授一人雇入候ハ、前陳講授ノ所缺ヲ補充シ漸次ニ完備ナラシムルヲ得ヘク存候仍テ該学科教授一人來十五年二月ヨリ向ニケ年ヲ期シ月給銀貨三百七拾圓ヲ以テ獨逸國ヨリ招雇致度尤右ハ來十四年度中東京大學ニ於テ雇置ヘキ外國教員ノ員數及其

給額ノ見込内ニモ有之候間至急裁可相成度此旨相伺候也⁽²⁰⁾

伺の趣旨は、満期雇止となる「哲学及史学教授クーパー」の後任を招聘したいというのではなく、フェノロサ (Ernest Francisco Fenollosa) に「理財学及哲学」を担任せし、政治学の「専門教授」をあらたにドイツから招聘し、明治十五年度より二年間雇用したいといふことにある。この伺も、加藤の上申にもとづくものである。

明治十三年九月から翌十四年八月にかけての学年中、フェノロサが「政治學及理財學」を担当し、クーパー (Charles James Cooper) が「哲学及史学」を担当する。フェノロサは、政治学と理財学を担当するとはいへ、ハーバード大学の四年間の在学中、哲学を中心として、政治学、経済学などを幅広くまなび、「基礎的訓練」をつんだにすぎない⁽²¹⁾。フェノロサは、第三年生の「政治學（政治學、行政學、日本古今法制）」では、はじめに「世態學」を教授し、そのうえで「政治學ノ原理」を講義する。しかも、「政治學ノ原理」については、学生に「數書ヲ自讀セシメ」という方法を採用する。第四年生の「政治學（行政學、日本古今法制）」では、前年と同様に、「リーベル氏著自由及自治論」と「ウールシー氏著政治學中二論スル所ノモノ」を「教導」する。

「リーベル」とは、ドイツに生まれ、アメリカに亡命した急進的政治思想家リーベル (Francis Lieber) のことであり、「自由及自治論」とはかれの主著『自由と自治』(On civil liberty and self-government) である。「ウールシー氏著政治學」とは、アメリカの政治学・国際法学者ウルジー (Theodore Dwight Woolsey) の『政治學』(Political Science) をわざとおもわれる。ウルジーも、一八七四年にはリーベルの『自由と自治』第二版を出版するほどの急進的な思想家である。フェノロサは、理財学について、「ミル氏著理財學」、「ケアルンス氏著理財論法」を講じる。「ケアルンス」とは、ケアンズ (John Elliott Cairnes) のことであり、「ミル (John Stuart Mill)」につながる古典派経済学、すなわち國家が介入しない自由主義の経済政策を信奉する学派に属する。

当時、東京大学においては、少なくともお雇い教師に關していえば、講義は大学總理や文部卿が提示する方針にもとづいてすすめられるのではなく、お雇い教師の自由裁量にゆだねられていた。明治十三年に自由民權運動が国民的な運動へと拡大するなかで、太政官大書記官の井上毅は參議井上馨に「國憲設立、國會開設之一問題」について、⁽²³⁾プロイセンをモデルとすべきであると明言する。国会開設期成同盟へと変容する自由民權運動に國權主義的な政府が対峙するという構図ができあがる。加藤は、こうした構図のなかで、政府直轄の東京大学において自由主義的な講義がおこなわれていることに懸念をいだいていた。

加藤は、早い段階から文学部の政治学について改革の必要性を感じていた。明治十四年一月二十九日、荒川邦蔵の案内によりレースラー（Karl Friedrich Hermann Roesler）を私邸にたずね、「学校政治学の事」について意見をもとめる。二月二十六日にも、東京大学幹事の服部一三⁽²⁴⁾とともに「ロースレル方へ參ル」。ドイツ大学の現役の國家學員外教授レースラーの意見にもとづいて、政治学を改革しようという加藤の意図がくみとれる。

太政官内務部は伺について勘查し、以下のような結論をくだす。

別紙文部省同政治學教授一名招雇ノ件ヲ按スルニ從來政治學ノ専門教授無之教科ノ完備ヲ闕キ候ニ付獨逸人ヲ招雇シ講授ノ所缺ヲ補ハントスルノ旨趣有之教育上必要ノ義ト思考致候間伺ノ通御允許相成可然哉會計部合議ノ上仰高裁候也

内務部は、七月一日付で勘査結論を回議に付し、ドイツから政治学教授を招聘する理由は問題にされないまま、大隈以下七参議の合意をえる。同月十五日付で「伺ノ趣聞届候事」という指令が文部省につたえられる。

文部卿福岡は、明治十五年一月、「政治學士」を「造成」するために「特別留学生」を「獨逸國」へ派遣したいと太政大臣にうかがう。⁽²⁵⁾そのなかで、福岡は政治学を重視しなければならない現状を分析したうえで、ドイツへ留学生

を派遣しなければならない理由をあげる。まず、自由民権派の国会開設運動においては、さまざまな政治論議が展開されるが、それらの多くは「皮相ノ見柄鑿ノ説」、すなわち皮相的で、矛盾した見解であり、「我邦制」に適合しないだけでなく、「許多ノ弊害」をもたらす可能性がある、という現状認識をしめす。「此弊風」をあらためるために、「政治学ノ精理」を考究し、「國体及邦俗ノ實際」を分析することが緊要である。

つぎに、ドイツへ留学生を派遣する理由は、「獨逸國ノ儀ハ該学科ノ碩學固ヨリ乏カラス又其教授ノ方法等着実ニシテ整備致居候」という点につきる。ドイツへ留学生を派遣し、政治学に精通する学者のもとで「真正ノ政治学士」を養成すれば、「國家ノ施政上ニ就テ裨補アル」だけでなく、「彼ノ理論ノミニ馳セ或ハ皮相論説ニ流ル、ノ弊害等」、すなわち西欧の自由主義的な思想にそまつたり、皮相的な論説に傾倒するという弊害をあらためることにも効果がある。たしかに時期的に政変の前後という異なる状況にあるが、政治学留学生のドイツ派遣の論理がドイツ人政治学者の招聘の論理にそのままあてはまるとはみると早計であろうか。

同年八月六日、加藤は法学部の穂積陳重の上申にもとづいて、法文学部第一年課程に「法律ノ種類及其旨趣ノ大意等ヲ講授スル」「法^{エンサイクロペディア}學^{オブロウ}通^{ラム}論」を増設するよう福岡に伺う。⁽²⁶⁾ 穂積は、一八八〇年四月にドイツに移り、ベルリン大学に一八八〇年夏学期と冬学期に学籍登録する。⁽²⁷⁾ 翌年三月、東京大学綜理加藤から「法学教員之内ヘ任用イタシ度候条、右御承諾有之候様致度、果テ御承諾ニ候得バ可成八月中旬頃迄ニ御帰朝之儀公望イタシ候」という手紙⁽²⁸⁾を受け取り、明治十四年六月十六日に帰国する。同年七月二十八日付で文部省御用掛を命じられ、東京大学法学部に勤務はじめたばかりである。

穂積が法学通論を増設する必要性について、加藤にどのように説明したか、東京大学第二年報の「法學教授穂積陳重申報」から窺い知ることができる。⁽²⁹⁾ 穂積は、第一学年においては、「和漢英佛文學作文史學論理學、心理學等專ラ豫

備ノ學」だけを教授するため、法学部が四年制であるにもかかわらず、「實際ハ三年ノ學習年度」にすぎないと指摘する。「法學通論ノ一學科」を新設すれば、「法學第一年」において、「法律ノ大體」、すなわち「法律ノ總論、憲法、行政法、民法、商法、訴訟法、刑法、治罪法、國際法等ノ大要」を教授する」とが可能になる。法學通論は、「獨乙國諸大學ノ制」、すなわち十九世紀後半の多くのドイツ大学において開設されていた“Enzyklopädie der Rechts-wissenschaft”にならつたものである。加藤が伺に「エンサイクロペデヤ」とルビを付したのは、法學通論新設の根柢を強調したかつたからであろう。

法學通論の新設は、たんに一学科の新設といふほどの意味にすぎない。穂積は、「英國諸大學ニ法學教法ノ備ラザルヤ実ニ甚ダシキ者アリ」として、「諸大學法学科ノ全備セル」ドイツへ転学し、ドイツ国法・行政法教授のグナイスト（Heinrich Rudolf Hermann Friedrich von Gneist）、刑法・國際法教授ベルナー（Albert Friedrich Berner）などの講義を聽講する。⁽³⁰⁾ 青木周藏、山脇玄、平田東助といった明治初年の留学生も、かれらの講義を聽講する。明治十三年五月に「法律並地方編成法取調」のためにドイツへ派遣された太政官権大書記官の村田保と同権少書記官の山脇玄も、穂積と同時期にグナイストやベルナーのもとで「法律取調」にあたる。法學通論の新設の上申は、加藤の下問におうじるるのであるとしても、法学部の改革にむけての産声とみるとができる。少壯の穂積は、明治十五年二月には法學部教授に累進し、同時に法學部長職をゆだねられ、改革の重責をになう。

文部卿代理の文部少輔九鬼隆一は、同年八月十六日付で「生徒ノ學業モ追々上進致候」として、東京大学の文学部と理学部において「合併教授致來候處」の学科、すなわち、文学部については「哲學政治學理財學科」を「哲學科」と「政治學及理財學科」の一学科に、理学部については「數學物理學星學科」を三学科に分離したいと太政大臣に伺う⁽³¹⁾。同時に、文学部では英語とドイツ語を必修科目とし、理学部では英語とドイツ語を共通必修科目とすること、す

なわち両学部ともフランス語を「随意科目」とすること、ドイツ大学をモデルとして法学部の学科課程に法学通論を新設することなどをあわせうかがう。伺は、八月二十三日、いずれについても太政官内務部の「教育上ニ於テ如此變更セサルヘカラサルモノニ付伺ノ通御裁可相成候トモ不都合無之」という所見が付され、回議の結果、九月三日付で裁可される。

二 独逸学協会の動静

明治十四年九月はじめ、薩長藩閥の参議は、大隈を排斥し、プロイセン欽定憲法をモデルとした憲法にもとづく立憲制を採用することで合意する。十月政変が胎動しはじめたころ、政変に連動するように、独逸学協会が設立される。独逸学協会についても、十月政変にむけて動きはじめた時期だけに、その設立の政治的な意図を読みとらねばならない。

独逸学協会の設立の時期については、北白川能久は、独逸学協会の明治十八年春季総会において、「我カ協會ノ濫觴ハ明治十三年九月獨國留學ノ諸子始テ會ヲ上野ニ開キシニ在リ翌十四年九月遂ニ會ノ創設ヲ得今ニ於テ實ニ五裘葛ヲ經タリ」と述べている。⁽³²⁾ 西周も、同じ春季総会において演説し、「我カ獨乙學協會ノ興ルヤ僅カニ數年前ニテ（十四年九月）ノ事ナリト覺フ」と述べている。⁽³³⁾ 日付についてはふれられないが、独逸学協会が明治十四年九月に設立されたという点で一致する。北白川は、明治十三年九月に上野で開催された「會」、すなわち独逸学協会の前身の存在についても言及する。

徳富蘇峰は、桂太郎の伝記のなかで、独逸学協会の設立の経緯について、つぎのように述べている。

……明治九年の交、品川彌二郎、平田東助等、獨逸學研究の目的を以て、其の嘗て獨逸に留學して、其の學術

を修めたる人々と共に、同窓研究會を設立せんとし、北白川能久親王明治の初年、能久親王獨逸の軍事並に行政學研究の目的を以て、彼地に留學せり。の賛成を得て、同志の士を上野公園内の精養軒に會し、獨逸同學會を組織するに至れり。當時、公は獨逸公使館付武官として、伯林に在りしを以て、直接同學會の創立の事に與からざりしと雖、十一年歸朝の後、公は直に同學會の旨趣に賛成し、品川、平田及び山脇玄等と共に、大に努力する所あり。十四年の春、獨逸同學會の規模を擴張して、獨逸學協會と稱し、十六年に至り、協會の事業として、獨逸學協會學校を麹町區五番町に設立し、西周を以て其の校長と爲せり……⁽³⁵⁾

この記述から、「同窓研究會」設立の主唱者が品川弥二郎、平田東助などであること、明治十年七月から翌十一年七月のあいだに、かれらが「獨逸同學會」を組織したこと、「獨逸學協會」が「獨逸同學會」の「規模」を「擴張」することによつて生まれたことが読みとれる。この記述は、「桂公爵家に藏する公爵自傳、公爵手記の諸覺書、書雜記、往復の書翰」、「予か公爵の晩年、特に其傳の資料として、親しく聽き得たるもの」にもとづくものであるが、桂自身は「獨逸學協會」について「獨逸に留學せし者、即ち同窓の友相謀り明治十三年に創設せり」と述べている。⁽³⁶⁾ それは、会の名称や年代が錯綜しているためであろう。あらためて整理しておく必要がある。

第一に、品川は普仏戦争の觀戦のために渡欧するが、何度かベルリンを訪れるうちに、「予（青木周蔵）の勧諭を容れ、遂に其の趾を止めて伯林に留学する」⁽³⁸⁾ ことになる。もともとロシアへの留学を命じられた平田は、パリからペテルブルクへむかう途中、ベルリンに立ち寄つたさい、北ドイツ連邦留学生総代の青木と品川から、「露國は半開未熟にして外人の往いて學ぶべき一物も有せざる國なり、之に反して獨逸は文武の學術藝能、歐洲諸國に卓絶し國運の興隆、専ら其力に依れり苟も遠く外國より來りて學術を修むるもの、必ず獨逸に於てせざるべからず」と諭される。平田は、「獨逸は唯醫學のみ秀でたる國」という認識をもつていたが、そうした「豫想」が誤まりであることを知り、

留学国をドイツに変更する。⁽³⁹⁾

帰国をひかえた品川は、平田と「歸國の期も近きに在るを以て、相伴ふて與に發達すべし」と約束し、明治九年三月に同行帰国する。かれらが企図する「同窓研究會」の課題は、ドイツ留学生の親睦ではなく、「獨逸學の嚴整緻密なる學統を喜び、切にその學系を傳へん」というところにある。かれらは、特命全權公使としてドイツに残留する青木とのあいだで、「獨逸に於ける如き主義正確にして、秩序精密なる學問」の移植⁽⁴²⁾という認識を共有しながら、「同窓研究會」を構想する。

第二に、品川らは明治十年七月に北白川能久がドイツから帰国したのち、その賛同をえて、「獨逸同學會」を組織する。公使館付武官としてベルリンに滞在していた桂太郎は、明治十一年七月にドイツから帰国し、すでに存在する「同學會」の「旨趣」に賛同し、参加する。伝記作家蘇峰は、明治十年七月から翌十一年七月のあいだに、「獨逸同學會」が創設されたとみている。

品川は、明治九年三月に帰国し、内務大丞に登用されるが、十月以降、神風連の乱にはじまり、西南戦争にいたる一連の士族の反乱のために萩、熊本に派遣され、翌十年十月に帰京する。明治十一年八月から十一月にかけて、御巡幸御用掛として北陸・東海の巡幸に供奉する。藩閥からはみだした東北の米沢藩の出身である平田は、しばらく「浪人生活」をよぎなくされる。⁽⁴³⁾ 明治十一年一月、大蔵卿大隈重信の奏薦により大蔵省准奏任御用掛を命じられ、翻訳課長に就任するが、五月に東京大学医学部ドイツ人教師マイエット (Paul Carl Heinrich Mayet) が大蔵省兼務となると、「独乙教師の通弁や反訳」に忙殺される。品川が「同窓研究會」を発足させたとすれば、時間的にゆとりがある明治十年十月から翌十一年八月ころまでか、十一年十一月以降のことであろう。

品川がドイツから持ち帰った「プロイセン行政官手帳」(PREUSSISCHER TERMIN KALENDER FÜR

VERWALTUNGS-BEAMTE) の一八七八(明治一二)年から翌年にかけての日付入りの予定表には、つぎのような鉛筆書きの簡潔なメモがみられる。

一八七八年一二月二〇日 ……○□□山、山□、荒川來會スパール會○……

一八七九年 一月二〇日 ……山□ニ集會ス……

四月二〇日 荒川ニテスパーカッセの集會ス⁽⁴⁵⁾

品川は、明治十一年十二月には、荒川邦蔵などとともに小規模な研究会である「スパール會」をひらく。「スパール會」とは、「スパーカッセの集會」、「スパールガッセ」會」、「貯金會」、「スハールカッセ集會」などと呼ばれ、ドイツの貯金(Sparkasse)制度を私的に研究する会である。ただし、品川はいわゆる筆まめではなく、予定表にメモを記すのはむしろ稀なことである。十二月二十日がはじめての会合であるとは断定できない。

もともと、社会政策的な観点から、社会資本の蓄積を促進するために、銀行制度を創設する必要があるとうつたえていたのは、マイエットである。マイエットは、「此人青木周蔵深意先文部の雇人とし本邦へ越せり」といわれ、明治九年一月に予科教師として東京医学校に着任するが、明治十一年四月には大蔵省兼務となり、翌十二年四月には「大蔵省一般ノ事務并ニ火災保険事務顧問」に転じる。⁽⁴⁷⁾マイエットは、顧問として火災保険制度の調査立案に専念しなければならない。火災保険取調の事務局を担当する平田は、品川とはしばしば会っているが、多忙のためか、定期的にメンバーの自宅において開かれる「スパール會」には参加していない。桂太郎もスパール会への参加をうながされていたようだが、参加するのは明治十四年のことである。⁽⁴⁸⁾蘇峰が「十一年歸朝の後、公は直に同學會の旨趣に賛成し」と記述する「同學會」とは、正確には明治十一年に発会したスパール会をさすと察せられる。

第三に、「獨逸同學會」、あるいは「獨逸同學士會」と呼ばれる同窓研究会と「獨逸學協會」との関係については、

蘇峰の記述や北白川の演説からも窺い知ることができる。また、「此年（明治十四年）獨逸學協會設立の爲に盡す所あり伯は歸朝の當時品川子山脇玄等と共に獨逸同學會を組織したるが本協會は即ち其の後身なり⁽⁴⁹⁾」という記述から、独逸同學會は獨逸學協會の前身にほかならない。

明治十三年の品川の手帳は、印刷局の官製手帳にかわる。そのスパール会に関するメモに、つぎのような記述がみられる。

五月 六日 夕山□、荒川、平田本尾來會

十月 五日 出省午後平田ニテスパール會□□ニ宿ス

十一月二十日 出省／河村午會ニ招カル／朝スパール集会⁽⁵⁰⁾

品川の手帳のスパール会に関するメモのなかに、大蔵省少書記官となつた平田の名がはじめてみられる。平田は、前年二月には山県伊三郎の実父勝津兼亮の次女であり、品川の養女である達子と結婚し、品川とは縁戚關係になる。この年には、ドイツ公使館一等書記生から帰任した本尾敬三郎もくわわる。かれらは、いざれも獨逸學協會の主要なメンバーとなる。こうした私的な研究会を核として、かつてのドイツ留学生は、しだいに結束しはじめ、やがて「獨逸同學會」を組織する。

「獨逸同學會」の設立期については、北白川は「明治十三年九月」とする。国立国会図書館憲政資料室の『桂太郎関係文書』には、平田が桂太郎にあてた以下のような書翰がおさめられている。

爾後愈御勇健可被成／御座奉欣賀候然レバ過日／御談シ申上候獨逸同學／士會同之儀ハ此間唐崎を／以て御打合申置候末猶又／品川へ相談致候處／當年も既に暮相迫り候／事故來一月十五日を／期して集同致方可然ト決議致シ別帯案分之通／來一月一日ニ於て回章を／以て通知可致手筈ニ取極／メ候間如シ御差支も無御／座候

はゞ別帝名簿之／人々江御通達奉願候爾／餘之人々江者品川、荒川／並ニ拙生ヨリ夫々手分致シ／通達之心得
ニ御座候先ハ／右御披露仕度書外／奉預拝顔候草々敬具

十二月十九日 東助

桂大兄 机下⁽⁵¹⁾

この書翰は、「獨逸同學士會」の第一回の会合についてうちあわせる書翰である。年代が欠けているが、「獨協百年」⁽⁵²⁾は、明治十一年の書翰とみなしている。それは、徳富蘇峰の記述を根拠とする年代設定である。「唐崎」という人物は、明治十（一八七七）年四月に渡航の途につき、一八七七年冬学期から一八七九年夏学期までイエナ大学法学部に在籍し⁽⁵³⁾、さらに一八七九年冬学期にベルリン大学法学部に学籍登録した“Karasaki Goro”⁽⁵⁴⁾、すなわち唐崎五郎である。

唐崎は、おそらくとも一八七九年秋にはベルリンにうつり、十月の学籍登録期間にベルリン大学法学部に学籍登録する。唐崎がベルリン大学に学籍登録したのは一八七九年冬学期、一学期だけである。一学期のあいだベルリンに滞在し、帰国したとすれば、明治十三年の春から夏にかけて帰国したことになる。さらに、学籍登録したのちに、ただちに帰国の途についたとしても、帰国するのは明治十二年十二月中旬以降になる。結核におかされた唐崎が、ながい船旅のち帰国し、ただちに独逸同学会の草創期の中心的なメンバーとして活動するとは考えられない。旧長州藩出身の唐崎は、明治十三年に帰国し、藩閥の品川などの援助により火災保険取扱として大蔵省御用掛に任用され、同時に独逸同学会の創設に参画したと考えられる。

この文面からは、まず、スパール会を母体とする独逸同学会が早い時期に構想され、まず、明治十三年九月の段階でいわゆる準備会がひらかれたことが窺われる。同学会の第一回の公的な会合は、あきらかに明治十四年一月十五日以降に開催される。蘇峰は、「十四年の春、獨逸同學會の規模を擴張して、獨逸學協會と稱し」と記述しているが、

実際には「十四年の春」に設立されたのは、「獨逸同學士會」、すなわち獨逸同学会である。獨逸學協會は、明治十一年に發会したスパール会という私的な研究会を淵源とし、明治十四年一月に第一回会合が催された獨逸同学会を、同年九月に拡充したものである。

獨逸同学会の目的は、「獨逸學の嚴整緻密なる學統⁽⁵⁵⁾」を移植しようというところにある。二回目のドイツ滞在中、とくに軍事行政の組織について調査研究した桂が、帰国後、「同學會の旨趣」に賛同し、参加したのは、「獨逸の學理の盛りなるは世に明かなる所にして、此の獨逸學の一部が本邦に移入せられ、以て我文明の進歩を助くることは、最も必要なり⁽⁵⁶⁾」と考えたためである。獨逸同学会の草創期のメンバーとして、長州藩閥の品川、桂、荒川、唐崎や山脇、平田、北白川の名をあげることができる。獨逸同学会は、ドイツにおいて政治学、経済学、軍事学などをまなび、帰国後、行政にたずさわるものを中心メンバーとする研究会である。明治十四年九月に「獨逸同學會の規模を擴張して」生まれた獨逸學協會の目的は、獨逸同学会のそれとは異なるはずである。

獨逸學協會は、その設立時に定款をさだめるが、その存在は確認されていない。その後、「獨逸學協會改正定款⁽⁵⁷⁾」がさだめられる。制定の年月日が欠如するが、改正定款に添付された「本會々長委員姓名」にその名がみられるところから、オーストリア公使館付武官の砲兵少尉辻春十郎が帰国した明治十四年十二月以降⁽⁵⁸⁾のものである。さらに、獨逸學協會の秋季総会において学校の創設が議定される明治十六年九月より以前のものである。改正定款には「後日相當ノ資本ヲ得ルニ及テ第一ノ目的ニ著手スヘシ」とあり、「獨逸學校」がいまだに構想の段階にすぎないことを窺わせる。

改正定款は、下記のとおり設立の目的をさだめる。

第一章 協會設立ノ目的

第一條

獨逸學振興ノ爲メ協會ヲ設ケ是ヲ獨逸學協會ト名ク

第二條

協會ノ目的ハ

第一 獨逸學校ヲ設ケ學士ヲ養成スル事

第二 何科ニ限ラス獨逸書ヲ翻譯シ或ハ既譯ノ書ヲ刊行シテ廣ク世益ヲ計ル事

但當分ハ第二ノ目的ヲ主トシ行ヒ後日相當ノ資本ヲ得ルニ及テ第一ノ目的ニ著手スヘシ
「協會設立ノ目的」は、「獨逸學振興」であり、具体的には「何科ニ限ラス獨逸書ヲ翻譯シ或ハ既譯ノ書ヲ刊行シテ廣ク世益ヲ計ル事」である。「何科ニ限ラス」といえ、当初は「獨逸ノ政治法律」に限定される。

會員は、「内國人ニシテ獨逸學ニ通スル」本會員と「内外人ヲ問ハス本會ノ目的ヲ助成スル」榮譽會員からなる（第三条）。本會員は、第一部「法律政事及兵事」、第二部「醫學及衛生ノ諸科」、第三部「文學性理學化學理學天文地理鑽山其他農商及工藝ノ諸科」のいずれかの部会に所属する（第六条）。役員は、會長、委員長各一名、庶務委員二名、委員十二名からなる（第十条）。「一品能久親王殿下ヲ請フテ會長ニ奉ス」（第十一条）が、北白川能久が「獨逸學協會長にならせ給ふ」のは、政變後、世情が安定した十月三十一日である。⁽⁵⁹⁾

委員長には品川弥二郎が選舉され、品川が委員長の権限で桂太郎と近藤幸止を庶務委員に選任する。委員長は、会長の意をうけて、「本會一切ノ事務ヲ總理」する。庶務委員は、「金銀ノ出納及記録」を担当するだけでなく、「書籍」を刊行する。獨逸學協會の初期の刊行物のなかに、「近藤幸止」を出版者とするものがあるのは、この規定による。委員は、「翻譯及校正」を担当する（第十五条）。獨逸學協會がいかに「獨逸書」の翻訳を重視して、いたか窺い知れる。

三部からなる専門部会の委員の大多数は、かつてのドイツ留学生によつて占められる。第一部の委員には、西周、山脇玄、荒川邦蔵、本尾敬三郎が名をつらねる。西周をのぞけば、すべてスパール会のメンバーである。スパール会のメンバーである平田東助は、創設後しばらく会員にとどまつていたが、明治十六年九月によつやく庶務委員となる。第二部委員は、池田謙斎、長与専斎、原桂仙、柴田承桂、第三部委員は松野磧、西周、和田維四郎、岩佐巖である。幕末期にオランダに留学した西周をのぞけば、いずれもドイツ留学の経験をもつ。

栄誉会員には、政変にさいして指導的な役割を演じた長州藩閥の伊藤博文、井上馨、山県有朋、山田顕義、薩摩藩閥の西郷従道、松方正義も名をつらねる。三十九名の栄誉会員のうち、皇族が二名、ドイツ人が三名、出身地不明者が三名いるが、かれらをのぞく三十一名のうち、旧長州藩出身者が十一名にものぼる。井上馨も栄誉会員のひとりである。お雇いドイツ人のマイエットも、みずからを抜擢し、重用した大隈重信からはなれ、「獨逸學振興」を助成する栄誉会員となる。レースラーも栄誉会員にくわわる。レースラーは、三月以降、太政官兼雇となり、六月以降、太政官大書記官井上毅から憲法、政治学に関する諮問におうじていたが、七月一日付で、外務省から太政官に転雇となり、「政治ノ何科目ヲ論セス法律上ノ顧問ニ答ヘ法律ノ草案ヲ起草シ其會議ニ出席シ經濟及ヒ理財上ノ事項并ニ各省長官ノ質問スル事項ニ就キ意見ヲ述フル」ことになる。⁽⁶⁰⁾

それでは、独逸学協会が、なにゆえに、「獨逸書」、とりわけ「獨逸ノ政治法律」に関する書籍を翻訳刊行しなければならなかつたのだろうか。政府内におけるドイツ化の推進者である井上毅の意見を徵する必要がある。井上の意見は、「十四年機密文書」と表書きされた意見書から窺い知ることができる。⁽⁶¹⁾ この意見書は、日付がないが、参事院の野紙が使われているところから、井上が参事院議官に補せられる明治十四年十月二十一日以降に起草されたものであろう。内容的に、十一月七日付の「十四年進大臣」と表書きされた意見書の第五提言「獨乙學ヲ獎勵ス」の政治的意

味を強調したものであり、同時期に作成されたものであろう。

井上は、まず、ヨーロッパにおける「立憲王政」の現状に言及する。ヨーロッパにおいては、一五〇年来、ルソー（Jean-Jacques Rousseau）の「民約論」やモンテスキュー（Charles de Secondat, Baron de Montesquieu）の「三権分立論」が人心をとらえ、革命を誘発し、以後、かれらの所論を「潤色」した「立憲王政」が「普通ノ公論」となる。「一般ノ政学家」も、かれらの所論によどり、「主權ハ君民ノ間ニ分ツ」という考え方を共有する。それにたいして、シュルツェ（Hermann Schultze）、ブルンチャリ（Johann Caspar Bluntschli）と云つたドイツの「大儒」は、「主權ハ專ラ君主ニ存ス」とし、「主權歸一ノ論」を主張する。ドイツ諸邦は、いわした主張によどり、「主權歸一ノ論」を憲法に明文化し、国王の「主權」を維持し、「主權ノ各般ノ權利」を施行する。

「我國体ニ適シタル憲法」、すなわち「主權ハ專ラ君主ニ存ス」というドイツ諸邦の憲法にならつた憲法を起草し、不磨の大典とするためには、「現今盛ニ全國ニ行ハレ一時人心ヲ涵漸スル所ノ英國政体論」を衰微させる必要がある。そのためには、「人心ヲ統攬制御スル」必要がある。

井上は、「十四年進大臣」と題する意見書において、「今日ノ謀コトヲ為スハ、政令ニ在ラズシテ、風動ニ在リ」として、「人心ヲ統攬制御スル」ための五つの方策をあげる。その第五策である「獨乙學ヲ獎勵ス」によれば、ドイツ学を奨励する理由は、「今天下人心ヲシテ、稍ヤ保守ノ氣風ヲ存セシメン」ために、「英學ノ直往無前ノ勢」を鎮定するところにある。井上は、「天下ノ少年」の「腦漿ニ感シ、肺腑ニ浸」し、「英國政体論」へとかりたてるものは、「福澤諭吉ノ著書」、「新聞ノ社説」、「一二著譯ノ書」にすぎないとみる。憲法を起草するにあたり、あらかじめ「人心」を「統攬制御」しなければならない。井上は、「先ツ其腦漿ヲ涵化スル所ノ書籍教育ヲシテ時流ヲ去テ正義ニ歸セシムル」、いふそ、「人心ヲ統攬制御スル」最善の策であると考える。

井上は、シュルツエ、ブルンチュリといったドイツの政治学者の学説が、「實ニ我國ニ向テ暗ニ國体ヲ維持スル憲法ノ應援ヲナシタルモノ」、すなわち「我國體ニ適シタル憲法」、すなわち「主權ハ專ラ君主ニ存ス」というドイツ諸邦の憲法にならつた憲法を起草するにさいして理論的根拠を提示する、とまで極言する。こうした学説を援用することによつて、「現今盛ニ全國ニ行ハレ一時人心ヲ涵漸スル所ノ英國政體論ヲシテ漸々衰微シ終ニ勢力ナカラシメ」ることもできる。そこに、「獨逸ノ政治法律」に関する書籍を翻訳刊行する根拠がある。

井上は、參事院に一局を設置し、「加藤弘蔵平田東助山脇玄等ノ日耳曼學者」や「現在商法ノ取調ニ從事スル所ノ日耳曼學者四五輩」を召集し、「別紙登載ノ書籍類」を翻訳させるよう提言する。「別紙登載ノ書籍類」、すなわち井上が翻訳あるいは重訳する必要があると判断した書籍のリストは、現存しないようだが、シュルツエ、ブルンチュリなどの著書が列記されていたことは想像にかたくない。こうした「正義者」の訳書を順次刊行することによつて、「世ノ政論ノ徒ヲシテ其資料ヲ是ニ取ルコトヲ得セシメン」という目的が達成される。すなわち、政治学に関する、福沢諭吉などのわずかばかりの訳著に洗脳された自由主義者に、思想的に依拠すべき「資料」を提供することができる。

太政官法制部においては、四月には、商法起草を委嘱されたレースラーのもとで、不平等条約の改正のための法制整備の一環として、商法編纂のための調査をはじめていた。ドイツ語につうじる荒川邦蔵や本尾敬三郎などがレースラーを補佐していた。井上は、「日耳曼學者」を総動員し、商法の取調を中断しても、翻訳の作業をすすめ、さらに、ドイツ人に英訳させたものや仏訳させたものを「重譯」することまで構想する。井上は、翻訳作業をそれほどまでに急務と考えるが、參事院にあらたに一局を設置するという構想は実現しない。

独逸學協会は、明治十六年十月より、「獨逸ノ學理ヲ普ク本邦ニ播布スル」ために月刊機関誌『獨逸學協會雑誌』⁽⁶³⁾を刊行する。「專ラ獨逸ノ政治法律理學等ノ譯文論說」が掲載され、完訳されしだい刊行される。しかし、すでに、

「獨逸ノ政治法律」に関する書籍は着々と翻訳されていた。創刊号の巻末の「獨逸學協會出版目録」には、以下のような訳著があげられる。

平塚定一郎編輯

一 獨逸文法階梯

前篇定價金三十五錢
後篇續刻

グナイスト氏原著 小松濟治譯

全三卷 一冊定價各金四拾五錢

一 建國説一名法治國論

二冊以下續刻

ラフエリエール氏原著 曲木如長譯 井上毅

荒川邦藏校閱

一 瓦敦堡憲法

全壹冊 定價金貳拾錢

シユールチエ氏原著 木下周一譯

全六冊 一冊定價金四錢五厘

一 國權論

フオン、スタイン氏原著 荒川邦藏譯

全壹冊 定價金六錢

一 國理論

ブルンチユリー氏原著 平田東助譯

第一卷定價金四拾錢

一 國家論

明治十六年十一月発行の第二号の出版目録には、

下記のものがくわわる。

シユールチエ氏原著 木下周一荒川邦藏共譯

第一第一第三卷定價各金四拾錢

一 李漏生國法論

第四卷定價金七拾五錢第五第六第七卷定價各金四十五錢 後卷
續刻

フオン、スタン氏原著 木下周一山脇玄共譯

一 兵制學

サンデル氏原著 長与専斎校閲 柴田承桂譯

一 公衆衛生論

ブルンチユリー氏原著 中根重一譯

一 政治學

山脇玄校閱 飯山正秀纂譯

一 獨逸法律政治論纂

ブルンチユリー氏原著 山脇玄飯山正秀共譯

一 萬國公法戰爭條規

リヨースレル氏演舌 荒川邦藏筆記

一 獨逸學ノ利害及國家ニ對スル得失

全一冊 定價金六錢

表一のとおり、第一号の段階では六件、第二号の段階では七件の新刊書が刊行される。その後、明治十七年七月発行の第十号までに刊行された新刊書は六件にすぎない。これらの翻訳書は、「十四年機密文書」に添付された「別紙登載ノ書籍類」に列挙されたものであり、レースラーによつて選定されたとみてさしつかえない。井上毅の提言以来、「獨逸書」の訳出が周到にすすめられ、独逸學協会雑誌の創刊までに、翻訳作業が進捗していったことが窺われる。

井上毅が「十四年機密文書」にあげたシュルツエやブルンチユリーの著書の訳出が優先される。まず、シュルツエの『國權論』(Das Preussische Staatsrecht)は、參事院議官補の木下周一が翻訳し、明治十五年一月から五月にかけて、

全三卷一冊定價各金貳拾錢

全壱冊 定價金貳拾錢

第一定價金四拾錢 第二定價三拾錢

第三第四第五卷定價各金四拾錢

第一第二第三第四卷定價各金貳拾

錢 後卷續刻

一卷定價金貳拾錢

但シ後卷漸次出版

表一 「獨逸學協會出版目録」における新刊書（第一号～第十号）

書名	著者	の別	著編	訳者等	初記載号	初出
獨逸文法階梯		—	平塚定二郎編輯		第一号	前篇
建國說一名法治國論	グナイスト氏		小松濟治譯		第一号	第一卷
瓦敦堡憲法	ラフェリエール氏	原著	曲木如長譯井上毅荒川邦藏校閱	全壹冊	全壹冊	
國權論附錄 國憲質議	シユールチエール氏 ルースレル	原著	木下周一譯 三浦良春飯山大太郎譯	全六冊 (二冊)	第一号	前篇
國理論	フォン、スタイン氏	原著	荒川邦藏譯	全壹冊		
國家論	ブルンチユリー氏	原著	平田東助譯	第一号		
李漏生國法論	シュールチエール氏	原著	木下周一荒川邦藏共譯	第二号		
兵制學	フォン、スタイン氏	原著	木下周一山脇玄共譯	第一号		
公衆衛生論	サンデル氏	原著	木下周一山脇玄共譯	第二号	二卷	
政治學	ブルンチユリー氏	原著	中根重一譯	第一号		
獨逸法律戰爭條規		—	第二号			
萬國公法	ブルンチユリー氏	原著	第二号			
獨逸學ノ利害及國家ニ對スル得失	リヨースレル氏	原著	第三号			
獨字政展	ヒュウ、デ、グレー	原著	第四号			
普國布利特隣大王農政要略	獨逸國博士スター・デルマン	原著	第五号			
獨逸郵便必携	グロート氏田中稻城	原著	第六号			
獨逸讀本		合著	第七号			
巴威里憲法	ラフェリエール氏	—	第八号			
獨逸貯金論		纂輯	第九号			
	驛遞局翻譯	曲木如長重譯	第十号			
第一冊	全壹冊	一冊	第九号	第六号	第六号	初出
第二冊	全五冊	一冊	第九号	第六号	第六号	記載号
第三冊	全壹冊	一冊	第九号	第六号	第六号	初出
第四冊	全壹冊	一冊	第九号	第六号	第六号	記載号
第五冊	全壹冊	一冊	第九号	第六号	第六号	初出
第六冊	全壹冊	一冊	第九号	第六号	第六号	記載号
第七冊	全壹冊	一冊	第九号	第六号	第六号	初出
第八冊	全壹冊	一冊	第九号	第六号	第六号	記載号
第九冊	全壹冊	一冊	第九号	第六号	第六号	初出
第十冊	全壹冊	一冊	第九号	第六号	第六号	記載号

四分冊で独逸学協会から出版される。井上は、『國權論』を熟読し、不明な点についてレースラーに意見をもとめる。それらが大蔵省議案局御用掛准判任の三浦良春と太政官御用掛准判任の青山大太郎によつて翻訳され、『國權論』の附録となる。ドイツ語が解読できない井上は、おそらくとも、憲法についてレースラーに答議をもとめはじめる明治十四年六月以降、ドイツ語の素養がある下僚がその翻訳を担当する。

雑誌の創刊時には、ブルンチユリの『國家論』全二巻の第一巻がすでに大蔵省権大書記官平田東助により訳出され、一ヶ月後には『政治學』(太政官御用掛准判任中根重一訳)、『萬國公法戰爭條規』(参事院議官補山脇玄・内務省四等属飯山正秀共訳)も部分的ながら刊行される。第一号刊行の時点では、シユルツエの『李漏生國法論』が参事院議官補木下周一と同荒川邦蔵の共訳により七巻まで訳出刊行される。こうした点から、以下の事実が窺われる。第一に、井上が「十四年機密文書」を起草した明治十四年十一月ころにはすでに、下僚にシユルツエやブルンチユリの著作の翻訳を命じていた。第二に、「獨逸書」の翻訳事業が「十四年機密文書」の趣旨にそつて、とりわけ「獨逸ノ政治法律」に関する書籍を中心としてすすめられる。第三に、翻訳者のなかには、独逸学協会の本会員ではない、下級官吏もいる。

「ドイツ学書の翻訳刊行の件は(中略)政府機関たる参事院から、その御用団体たる独逸学協会にかたがわりしたとみるべきだろ⁽⁶⁴⁾う」といわれる。しかし、表二「明治十五年五月版『改正官員録』にみられる独逸学協会関係者一覧」を見るかぎりにおいて、太政官政府じたいが、参事院を中心として、独逸学協会の第一部に変身したとみることもできる。参事院は、政変後、「太政官ニ屬シ内閣ノ命ニ依リ法律規則ノ草定審査ニ參預スル所」⁽⁶⁵⁾、すなわち憲法制定のための準備機関として設置される。

この参事院には、議長の山県有朋や議官兼内閣書記官長の井上毅をふくめ、本会員、栄誉会員、独逸学協会の「獨

森川：明治十四年の政変への道程（二）

表二 明治十五年五月版『改正官員録』にみられる独逸学協会関係者一覧

省庁	部局	職名・地位	姓名	出身地	備考
太政官	参事院	左大臣 陸軍大將兼議定官 參議 陸軍中將兼參事院議長議定官 參議 參議 陸軍中將兼議定官兼農商務卿 參議 兼外務卿 參議 陸軍中將兼議定官兼内務卿 參議 兼大藏卿 内閣書記官長 參事院議官 大書記官 御用掛准判 御用掛准判	鐵仁親王 山縣有朋 伊藤博文 西郷從道 井上馨 山田顯義 松方正義 井上毅 作間一介 青山大太郎 中根重一	— 山口 山口 鹿児島 山口 山口 鹿児島 熊本 山口 — —	荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員
		第一局 御用掛准奏任	品川眞	長崎	本会員
		第二局 太政官兼内務省權大書記官	日下義雄	山口	荣誉会員
		參議陸軍中將兼參議定官 議官 三等相當 兼内閣書記官長 議官 三等相當 陸軍少將 議官補 四等官相當 議官補 五等官相當 議官補 五等官相當 兼參事院書記官 議官補 六等官相當 議官補 六等官相當 議官補 六等官相當 議官補 七等相當 議官補 七等相當 員外議官補 内務權大書記官 員外議官補 大藏兼外務權大書記官 員外議官補 書記官參事院議官補 御用掛准奏任 九等官相當 十等官相當 十二等官相當 十三等官相當 十三等官相當 十五等官相當 御用掛准判任	山縣有朋 井上毅 田中光顯 村田保 周布公平 伊東巳代治 山脇玄 本尾敬三郎 曾根荒助 木下周一 荒川邦藏 白根專一 河島醇 伊東巳代治 諫早千太郎 宇川盛三郎 今村研介 平塚定次郎 石津可輔 宮崎鈴吉 桂正藏 曲木如長	山口 熊本 兵庫 東京 山口 長崎 石川 大阪 山口 長崎 山口 山口 鹿児島 長崎 長崎 徳島 山口 山口 山口 山口 山口 山口 山口 山口 京都	荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 本会員 本会員 荣誉会員 本会員 本会員 本会員 本会員 本会員 本会員 本会員 本会員 本会員 翻訳 翻訳 翻訳 翻訳 翻訳 翻訳 翻訳 翻訳 翻訳 翻訳 翻訳 翻訳 翻訳 翻訳 翻訳 翻訳
		議定官 陸軍大將兼左大臣 陸軍中將 陸軍中將參議兼參事院議長 陸軍中將參議兼農商務卿 陸軍中將參議兼内務卿	有栖川鐵仁 東伏見嘉彰 山縣有朋 西郷從道 山田顯義	— — 山口 鹿児島 山口	荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員 荣誉会員

広島修大論集 第40卷 第2号 (人文)

太政官	賞勲局	陸軍歩兵大佐	能久親王	—	本会員	
	統計院	一等屬 四等屬	相原重政 寺田勇吉	高知東京	翻訳本会員	
元老院		議官 文部少輔農工商上等會員	九鬼隆一	京都	栄誉会員	
外務省		卿 參議 權大書記官	井上馨 河嶋醇	山口鹿児島	栄誉会員 本会員	
		權少書記官 二等屬	三宮義胤 東條一郎	東京東京	本会員 本会員	
		御用掛判任 參事院書記生	石津可輔	山口	本会員	
		卿 陸軍中將兼參議議定官 權大書記官 權大書記官 一等屬下等給 四等屬	山田顯義 西村捨三 白根專一 淺井新一 飯山正秀	山口滋賀山口 静岡 —	栄誉会員 栄誉会員 栄誉会員 栄誉会員 翻訳	
内務省	戸籍局	四等屬	飯山正秀	—	翻訳	
	衛生局	長大書記官・文部省御用掛兼勤	長與專齋	長崎	本会員	
	庶務局	權大書記官兼内局兼參事院員外議官補 權少書記官 一等屬下等 五等屬	白根專一 近藤幸止 後藤敬臣 氏家禎介	山口三重山口 —	栄誉会員 本会員 栄誉会員 本会員	
		統計課	會計部兼太政官權大書記官兼 内務權大書記官	日下義雄	山口	栄誉会員
		登記法取調委員	太政官權大書記官兼内務權大書記	日下義雄	山口	栄誉会員
		卿兼參議	松方正義	鹿児島	栄誉会員	
		書記局	御用掛准判八拾圓 議案局勤務 議案局勤務 議案局勤務 日本鐵道會社會計監查掛 權大書記官議案局勤務 御用掛准判任火災保險取調掛報告課勤務	三浦良春 小松三朗 齋藤鐵太郎 中島宗雄 平田東助 三浦良春	東京 — 長崎 長崎 東京 東京	本会員 本会員 本会員 本会員 本会員 本会員
大蔵省	議案局	務權大書記官兼参事院議官補 日本鐵道會社會計監查官 御用掛准判任 御用掛准判任 御用掛准判任 御用掛准判任	河島醇 平田東助 三浦良春 寺田祐之 小松三朗 齋藤鐵太郎 中島宗雄	鹿児島 東京 東京 長野 和歌山 長崎 長崎	本会員 本会員 本会員 本会員 本会員 本会員 本会員	

森川：明治十四年の政変への道程（二）

陸 軍 省	總務局	歩兵大佐	桂太郎	山 口	本 会 員
	勳功調査委員	中將參議兼參事院議長議定官 中將參議兼内務卿議定官	山縣有朋 山田顯義	山 口 山 口	榮譽會員 榮譽會員
	軍醫本部	御用掛 軍醫監兼一等侍醫	池田謙齋	東 京	本 会 員
	東京陸軍病院	軍醫監 御用掛 軍醫監兼東京大學教授	佐藤進 橋本綱常	千 葉 石 川	本 会 員 本 会 員
	參謀本部	管西局長歩兵大佐	桂太郎	山 口	本 会 員
	海防局	中尉 歩兵大佐 歩兵大佐兼議定官 澳國公使館附 少尉	増野助三 岡本兵四郎 能久親王 辻春十郎	山 口 和歌山 — 長崎	本 会 員 本 会 員 本 会 員 本 会 員
監軍本部	東部監軍部長 中將	三好重臣	山 口	山 口 和歌山	榮譽會員
	幕僚參謀大佐	岡本兵四郎	本 会 員		
	近衛局	都督 中將兼議定官 都督傳令使歩兵大尉	嘉彰親王 坊城俊章	東 京	榮譽會員 本 会 員
東京鎮台	小隊長少尉	鷹司熙通	東 京	本 会 員	
	海軍省	少尉補	吉井幸藏	鹿児島	本 会 員
文 部 省		少輔 兼議官 權少書記官 專門學務局副長 御用掛 陸軍軍醫監兼一等侍醫 陸軍參謀本部御用掛 内務大書記官 農商務權少書記官 御用掛奏任 御用掛奏任	九鬼隆一 安藤清人 池田謙齋 西周 長與專齋 和田維四郎 近藤鎮三 村岡範爲馳	京 都 熊 長 長 靜 岡 長 長 靜 福 井 静 岡 鳥 取	都 本 崎 本 會 員 本 會 員 本 會 員 本 會 員 本 會 員 本 會 員 本 會 員
		總理 同大學總理心得勤務	加藤弘之	東 京	本 會 員
		幹事	池田謙齋	長 崎	本 會 員
		法學部長	服部一三	山 口	榮譽會員
		教授奏任	穗積陳重	愛 濱	本 會 員
		教授奏任	橋本綱常	石 川	本 會 員
		教授奏任	岩佐嚴	石 川	本 會 員
		助教授奏任	穗積陳重	愛 島	本 會 員
	東 京 大 學	本省御用掛准奏任	松原新之助	根 本	本 會 員
		本省御用掛准奏任	和田維四郎	—	本 會 員
		助教授判任	村岡範爲馳	—	本 會 員
		助教授判任	熊澤善庵	阪 大	本 會 員
		御用掛准判	川上正光	京 東	翻 訳
		御用掛准判	田中稻城	山 口	翻 訳
		東京外國語學校長	生田堯則	東 京	本 會 員
			内村良藏	東 京	榮譽會員

広島修大論集 第40巻 第2号 (人文)

文部省	東京師範學校校務嘱託	西周	静岡	本会員
農 商 務 省	卿 兼參議陸軍中將議定官 少輔 少書記官	西郷從道 品川彌二郎 奥青輔	鹿児島 山 口 鹿児島	栄誉会員 本会員 栄誉会員
	農務局 御用掛准奏任金八十圓 御用掛准判六拾圓	池田謙齋 桂二郎	長崎 山 口	本会員 本会員
	工務局 御用掛准奏任百卅圓	井上省三	山 口	本会員
	山林局 権少書記官 准判四拾圓	松野磧 堀保	山 口 石 川	本会員 本会員
	驛通局 驛通總監	野村靖	東京	栄誉会員
	庶務局 権少書記官 御用掛准判任	奥青輔 山崎喜都眞	鹿児島 京 都	栄誉会員 本会員
	皇 城 建築掛 権少書記官	松野磧	山 口	本会員
	地質調査所所長権少書記官	和田維四郎	福 井	本会員
	一等侍醫 二等侍醫	池田謙齋 岩佐純	東京 石 川	本会員 本会員
官内省	式部寮 六等出仕兼二等掌典	國司仙吉	山 口	栄誉会員
警 視 廳	警視副監陸軍歩兵中佐	綿貫吉直	福 岡	栄誉会員
東 京 府	知事	松田道之	鳥 取	栄誉会員

注1) 本表は、明治一五年五月版『改正官員録』(彦根正三編、博公書院)による。

2) 「備考」欄には、独逸学協会における本会員と栄誉会員の別をあげる。なお、「翻訳」は会員ではないが、独逸学協会の刊行物の翻訳にたずさわったことを示す。

「逸書」の翻訳にたずさわったものが二十二名在任する。そのなかには、八等出仕から十七等出仕の判任官が七名いる。宇川盛三郎、今村研介、平塚定次郎、石津可輔、宮崎鈴吉、桂正藏、曲木如長である。判任官は、属官ともいわれ、各行政官庁の長官が任免権をもつ。かれらは、いずれも独逸学協会の「獨逸書」の翻訳にたずさわる。のちに法制局へと改組される参事院の中核である法制部に所属する井上毅は、実質的な長として、ある時期から、たとえば明治十三年三月にプロイセンをモデルとして憲法を起草すべきであると明言したところから、ドイツ語の学習経験をもつ要員を意識的にあつめていたこととおもわれる。

そのほかの省庁にも、ドイツ語の翻訳要員として雇用されたとおもわれる判任官が十四名いる。太政官には青山大太郎と中根

森川：明治十四年の政変への道程（二）

図 明治十五年五月版「改正官員録」より

重一、大蔵省議案局には三浦良春、寺田祐之、小松三朗、齊藤鉄太郎、中島宗雄、文部省管下の東京大学には熊沢善庵、川上正光、田中稻城、生田堯則、農商務省農務局には桂二郎、同山林局には堀保、同庶務局には山崎喜都真がいる。かれらも、偶然ではなく、井上毅の意をくんだ各局の長によつて推薦雇用されたことが察せられる。

おわりに

十月政変が胎動しはじめたころ、政変に連動するように、東京大学の改革が緒につき、独逸学協会が設立される。いざれも、十月政変にむけて動きはじめた時期だけに、政変の舞台裏を演出した井上毅を中心として、政治的な文脈において、その意図を読みとらねばならない。

まず、独逸学協会は、もともと「獨逸書」の翻訳を課題としていたのではないだろうか。井上毅が「獨逸ノ政治法律」に関する書籍を訳出する必要性を明確に認識するのは、明治十四年六月のことである。井上は、その六月上旬、参議大隈重信が提出した国会開設意見書について右大臣岩倉具視から意見をもとめられると、「十分之權力ヲ議院ニ與へ、立法之權而已ナラス、併テ行政之權ヲモ付與スル」イギリスの議院内閣制の導入を否定したうえで、「此事ニ係ル書類」⁽⁶⁶⁾を収集し、「良獻」をたてるよう進言する。「此事ニ係ル書類」とは、大隈重信が主唱するイギリスの議院内閣制と対決するための理論的根拠を提供する「獨逸ノ政治法律」に関する書籍をさす。井上は、太政官法制部に兼雇となつたレースラーの教示により翻訳書リストを作成し、憲法起草の牙城として生まれた参事院を中心として「獨逸書」の翻訳事業をはじめる。九月に設立された独逸学協会は、井上が主唱する翻訳事業を継承する。

つぎに、東京大学においては、一連の改革によりドイツ傾斜が着実に進捗する。そのさい、大学改革の任をゆだねられたのは、東京大学の創設以来、法理文三学部の総理である加藤弘之である。改革は、文部卿の河野敏謙の更迭、

福岡孝弟の文部卿登用にはじまる。それは、あたかも政府内部の自由民権論者が駆逐される十月政変の前哨戦の様相を呈する。河野の更迭後、加藤は「方今文學理學ノ最旺盛ナルハ獨逸國ニ若クモノ無之」といつた学術的な理由から、「獨乙國諸大學ノ制ニ倣ヒ」東京大学の改革をすすめる。加藤は、改革のさなかの七月六日、四学部の統一総理を命じられ、改革の楫取り役として信任をえる。それは、加藤が「獨乙國諸大學ノ制ニ倣ヒ」改革を推進したことへの信任でもある。

しかし、井上にとつては、依然として、「文部ノ制、日耳曼語ヲ學フ者ハ、專ラ醫科ニ限り、法科文科ノ如キハ、專ラ英佛語ヲ用フ」ことに満足はできない。井上は、明治十五年以降、伊藤博文の「公私立中學校ニ對スル國庫補助ニ關スル意見書」（明治十五年一月）を代草したり、山県有朋の「變則獨乙學校ヲ設クル之議」（明治十六年一月）を代草したり、官立の「變則獨乙學校」の設置のために奔走する。しかし、明治十六年四月には「變則獨乙學校」の機能を東京大学に吸収するという案がうかびあがる。この間に、下野した大隈重信が小野梓らとともに東京専門学校を設立し、「大隈わせ田の学校は民権研究所の如く」なる。⁽⁶⁸⁾ 独逸学協会、あるいは井上毅は、こうした動静をみきわめたうえで、「獨逸學校ヲ設ケ學士ヲ養成スル事」を独逸学協会の第一の目的に位置づけざるをえなくなる。

【註】

- (1) 矢野文雄談、「大隈重信密奏事件」、平岡篤編、『伊藤博文秘録』、原書房、一九八一年（昭和四年初版）、二二六頁。
- (2) 伊藤博文宛書翰、明治一四年七月一二日付、井上毅傳記編纂委員會、『井上毅傳』史料篇第四、昭和四六年、四七〇四八頁。
- (3) 東京大学史料編纂所、『保古飛呂比』十、東京大学出版會、一九七八年、一二三頁、一二〇頁。
- (4) 「文部省上申」、「教育令改正」、国立公文書館所蔵、『太政類典』第四編（明治一三年）、学制、文書第三十一。

- (5) 吉田曠一、「加藤弘之の研究」、大原新生社、昭和五一年、二二五～二六頁。
- (6) 同右書、七二頁。
- (7) 内務省達乙第五九号、『法令全書』明治一四年。
- (8) 「加藤弘之日記——明治十四年・十五年」、「東京大学史紀要】第一二号、一九九四年三月、三九～四四頁。
- (9) 明治二二年六月二三日、教育令布告按第一講会、内閣委員太政官権大書記官辻新次発言、加藤福太郎編、『元老院會議筆記』前期第六卷、元老院會議筆記刊行会、昭和二八年、一一六頁。
- (10) 東京帝国大学編刊、「東京帝国大学五十年史】上冊、昭和七年、六四六頁。
- (11) 「独逸語学教師本国ヨリ雇入伺並ワグネル雇入届」、国立公文書館所蔵、『公文錄』大学、自[1]四月十一日至庚午四月、文書第十八。
- (12) 穂積陳重、「獨逸法學の日本に及ぼせる影響」、「穂積陳重遺文集】第三冊、岩波書店、昭和九年、六一八頁。
- (13) 穂積重行、「明治一法学者の出發」、岩波書店、一九八八年、一二二頁。
- (14) 同右書、八三～三八七頁所収。
- (15) 鳴居武編、「工學博士高松豊吉傳」、化学工業時報社、昭和七年、一一六～一七頁。
- (16) 「貸費留學生條規改定」、「太政類典】第二編、学制、生徒、文書第五十五。
- (17) Amtliches Verzeichnis des Personals und der Studierenden der Königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin auf das Sommerhalbjahr von Ostern bis Michaelis 1880.
- (18) 「英國貸費化學生高松豊吉獨逸國へ移轉修業ノ儀上申」、「公文錄】文部省、明治十四年正月至三月、文書第一十九。
- (19) Amtliches Verzeichnis des Personals und der Studierenden der Königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin auf das Winterhalbjahr von 15. Oktober 1881 bis 15. März 1882.
- (20) 「政治學教授一名招雇ノ件」、「公文錄】文部省、明治十四年七月全、文書第十九。
- (21) 栗原信一、「トム・ロサと明治文化」、大英書房、昭和四〇年、一一四頁。
- (22) Dictionary of American Biography, New York 1964. "Woolsey" の発音について、広島修道大学人文学部英語英文学科の針持和郎氏により教示いただいた。

- (23) 「地方行政ニ關スル意見」、国学院大学所蔵、『梧陰文庫』、A—五一三。
- (24) 「加藤弘之日記」——明治十四年・十五年、四〇、四一頁。
- (25) 「特別留学生派遣之儀ニ付伺」、『公文錄』文部省、明治十五年自一月至六月、文書第十七。
- (26) 〔東京帝国大學五十年史〕上冊、五七八頁。
- (27) 〔明治一法学者の出發〕によれば、穗積は「聽講生という立場を活用して広く多様な講義を聽講した」とあるが、実際に正規の学生として学籍登録している。
- (28) 〔加藤弘之書簡〕、「明治一法学者の出發」、二四九頁所収。
- (29) 「東京大学第二年報」起明治十四年九月止明治十五年十二月、東京大学史史料研究会、『東京大学年報』第二卷、東京大学出版会、一九九三年、一四四頁。
- (30) 〔明治一法学者の出發〕、二三四頁。
- (31) 「東京大学法理文学部中学科分離等之儀ニ付伺」、『公文錄』文部省、明治十四年八月九月、文書第一。
- (32) 「會長北白川宮殿下ノ演説」、「獨逸學協會雜誌」第二二号、明治一八年六月、四九、五〇頁。
- (33) 「會員西君ノ演説」、同右、五〇頁。
- (34) 〔獨協學園の沿革〕（『獨協學園七十五年史』、昭和三四年）によれば、ドイツ學協会は、明治十四年九月十八日に設立されたとされるが、根拠はない。
- (35) 德富猪一郎、「公爵桂太郎傳」坤巻、故桂公爵記念事業會、大正六年、九〇一、九〇三頁。傍線部は原文割注。
- (36) 「例言」、同右書、一二頁。
- (37) 宇野俊一校注、「桂太郎自伝」、平凡社、一九九三年、二四九頁。
- (38) 坂根義久校注、「青木周藏自伝」、平凡社、一九七〇年、三四頁。
- (39) 加藤房藏、「伯爵平田東助傳」、平田伯伝記編纂事務所、昭和二年、二五、二六頁。
- (40) 同右書、三六七頁。
- (41) 村田峰次郎、「品川子爵傳」、明治四三年、大日本図書株式会社、四三二頁。
- (42) 〔青木周藏自伝〕、二六頁。

- (43) 『伯爵平田東助傳』、三四頁、三六七～三六八頁。
- (44) 品川彌二郎書翰、明治二三年一〇月二十五日付、伊藤博文関係文書研究会、『伊藤博文関係文書』五、塙書房、一九七七年、一一一五頁。
- (45) 『明治十一年懐中日記』、国立国会図書館憲政資料室所蔵、『品川彌二郎文書』。
- (46) 明治九年八月五日、日本史籍協会、『木戸孝允日記』三、東京大学出版会、昭和四一年（昭和八年初版）、三九四頁。
- (47) 「獨乙人マイエット傭入命令書ノ件」、『公文録』大蔵省、明治十一年四月五月、文書第十六。
- (48) 『明治十四年懐中日記』、『品川彌二郎文書』。
- (49) 『年譜』、『伯爵平田東助伝』、四七六頁。
- (50) 『明治十三年懐中日記』、『品川彌二郎文書』。
- (51) 「獨逸同學會開催の件」。斜線部は改行箇所。
- (52) 「獨逸同學會開催の件」、独協学園百年史編纂委員会、『独協百年』第五号、昭和五六年、七五四～七五五頁。
- (53) 上村直己、「イエーナ大学の最初の日本人の留学生・唐崎五郎」、『熊本大学教養部紀要 外国語・外国文学編』第一二六号、一九九一年、七三一～八六頁。
- (54) *Amtliches Verzeichnis des Personals und der Studierenden der Königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin auf das Winterhalbjahr von Michaelis 1879 bis Ostern 1880.*
- (55) 『呪川子爵傳』、一二一頁。
- (56) 『桂太郎自伝』、一二一頁。
- (57) 『梧陰文庫』、B—一二一〇°。
- (58) 国立公文書館所蔵、『官吏進退』陸軍省五、明治一九年、第十一。
- (59) 『能久親王事跡』、『鷗外全集』第三卷、岩波書店、昭和四七年、五六一頁。
- (60) 「獨逸人口エスレル雇繼ノ件」、『公文録』太政官、明治十四年十月、文書第十八。
- (61) 『梧蔭文庫』、A—一二七六。
- (62) 『梧蔭文庫』、A—一二八六。

- (63) 「小引」、「獨逸學協會雜誌」第一号、明治一六年一〇月。
- (64) 「明治十四年政變とドイツ学の振興」、井上久雄、『近代日本教育法の成立』、風間書房、一九九〇年（昭和四四年初版）、七九二二頁。

- (65) 「參事院章程」、「法令全書」第一四卷、明治一四年、太政官達第八九号。
- (66) 岩倉具視宛書翰、明治一四年六月一四日付、「井上毅傳」史料篇四、三三三七～三三三八頁。
- (67) 「十四年進大臣」、「梧陰文庫」、A一三八六。
- (68) 中井弘書翰、明治一五年一二月六日付、「伊藤博文関係文書」六、一九七八年、二六七～二六八頁。

※本稿は、一九九六～一九九七年度広島修道大学総合研究所調査研究費（研究課題「明治期における西欧の学術・文化の移植に関する研究」）による研究成果の一部である。

Zusammenfassung

Über die Entfaltung der “Neigung zum Deutschland” im Prozeß zum Coup d'Etat des Jahres 1881

Jun Morikawa

Im März 1881 reicht der Staatsrat Shigenobu Ohkuma einen Entwurf über die Begründung des Parlaments dem Minister Sanetomi Sanjo ein. Der Entwurf fordert die Begründung des Parlaments bis 1883 und die Einführung des englischen Kabinettswesens fordert. Aus Anlaß dieses radikalen Entwurf wird die Dajokan-Regierung erzwungen, das Kabinett entweder auf englische oder preussische Art zu wählen. Durch den Coup d'Etat des Oktobers wird die sogenannte Ohkuma-Gruppe aus der Dajokan-Regierung ausgerottet. Dahinter manövriert ein Taktiker Kowashi Inouye, der die Einführung des preussischen Konstitutionalismus behauptet. Im Prozeß zum Coup d'Etat des Jahres 1881 fängt die Reform der Universität Tokio an, und der Verein für deutschen Wissenschaften wird gegründet. Die Aufgabe dieses Aufsatzes ist, die politische Absicht dieser Bewegung aufzuklären.